

## 【総領事館からのお知らせ：安全対策情報：5月】

平成27年5月22日（総15第11号）

在デンパサール日本国総領事館

### 1 治安情勢

インドネシア国内においては、警察によるテロリストの摘発が引き続き行われているほか、インドネシア人のISIL支援者が増加しているとされており、当局によるISIL支援者への監視や取締りが強化されています。

当地においては、テロに関連した事案は発生していませんが、こうした状況を踏まえ、引き続きテロ関係情報には御注意下さい。

### 2 一般情勢

#### (1) 狂犬病

バリ島では、狂犬病による死亡事案が今年に入ってすでに4件報告されており、保健当局は各地住民に注意を呼びかけています。なお、犬に咬まれる事案が増えている一方で、島内で備蓄されているワクチンの量が不足し、供給が足りない状況がしばらく続くことが予想されます。このため、様子のおかしい野犬に近づかないなど、犬等に咬まれないような注意が必要です。

狂犬病は、狂犬病ウイルスに感染した動物（犬、猿、猫、ネズミ等）に咬まれてウイルスが体内に侵入し、明確な自覚症状がないまま、同部位からウイルスが徐々に神経を伝って脳へ上行し、脳炎を発症した場合にはほぼ間違いなく死に至ります。屋外を徒歩で移動する場合には動物には十分注意し、万一咬まれた場合には速やかにワクチンを接種して下さい。

#### (2) デング熱

当地保健当局によれば、5月以降もデング熱の流行が依然続いており、引き続き警戒を呼びかけています。デング熱には予防薬や特効薬がないので、まずは防蚊対策が重要です。

#### (3) 麻薬・薬物への注意

インドネシア当局は、引き続き薬物犯罪の摘発を強化しており、当地においても、最近4ヶ月の間に119人の被疑者が逮捕（うち2人は外国人）されています。薬物には絶対に関与しないようにして下さい。また、薬物が使用されているような危険な場所には近寄らないようにして下さい。

### 3 邦人事件・事故関係

#### (1) ひったくり・スリ被害

累次お知らせのとおり、深夜・未明の繁華街でオートバイに乗った犯人によるひったくり被害が散発的に発生していることが報告されています。また、歩行中に集団に取り囲まれての「集団スリ」や、親しげに話しかけてくる相手に気を取られている隙に貴重品を盗られる「話しかけスリ」も発生しています。深夜・未明の外出は出来るだけ控えていただくとともに、外出時にはなるべく貴重品を持ち歩かない等の防犯対策を心がけてください。

#### (2) 入国の際の現金持ち込みに関する注意

当地入国に際し、1人当たり1億ルピア相当以上の現金を持ち込む場合には、税関申告書での申告が必要です。これまで、家族やグループのうち1人が同行者の現金をまとめて預かり、同額相当

以上の現金（日本円）を申告せずに持ち込もうとして、虚偽申告（申告無し）の罰金（持ち込み金額の10%）を科せられた事案が度々発生しています。同額相当の現金を持ち込む場合には、必ず税関申告を行ってください。なお、申告の際に持ち込み現金に課税されることはありません。

また、日本を出国する際にも、100万円相当額を超える現金を持って出国する場合には、日本の税関への申告が必要です。

#### 4 その他

##### （1）インドネシア政府による日本人への査証免除措置

インドネシア政府が導入を検討中の査証免除措置について、報道では「近く実施される」等と報じられていますが、現状ではその詳細については未だ正式に発表されていませんので、インドネシア政府の正式な発表を待って対応するようにして下さい。なお、インドネシア政府からの正式決定があれば、当館からもお知らせ致します。

##### （2）一斉通報のためのショートメールメッセージサービス（SMS）運用開始

外務省では本年4月から、在留邦人の比較的多い一部地域（インドネシアを含む）において、一斉通報のためのSMSサービスの運用を開始しました。このサービスは緊急事態等の際、在留邦人が登録している携帯電話のSMSにメッセージを配信し、短時間のうちに皆様に情報提供することを目的としたものです。なお、このサービスを受けるためには、「在留届」の提出、または「たびレジ」への登録が必要です。<https://ezairyu.mofa.jp/>

海外安全ホームページの「運用開始について」

([http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/pdf/sms\\_kh.pdf](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/pdf/sms_kh.pdf))

と「よくある質問」

([http://www.anzen.mofa.go.jp/c\\_info/pdf/sms\\_qa.pdf](http://www.anzen.mofa.go.jp/c_info/pdf/sms_qa.pdf)) リンク

以上